

遠野市監査委員告示第5号

平成28年4月22日

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査（有価証券等・岩手県収入証紙・水道事業貯蔵品）を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

遠野市監査委員 佐藤 サヨ子

遠野市監査委員 佐々木 資光

遠野市監査委員 瀧本 孝一

平成28年度定期監査（有価証券・岩手県収入証紙・水道事業貯蔵品）結果報告書

1 監査の目的

定期監査は、地方自治法第199条第4項の規定に基づき財産管理事務に属する有価証券、岩手県収入証紙及び水道事業貯蔵品の出納及び保管に関して、同法第2条第14項及び第15項の趣旨に則り合理的かつ効率的に行われているかどうかを目的に実施した。

2 監査の期日及び監査項目

- (1) 監査期日 平成28年4月11日（月曜日）
- (2) 監査項目 平成27年度末現在の有価証券等、岩手県収入証紙及び水道事業貯蔵品の出納及び保管状況
- (3) 対象課等 経営企画部（契約・管財担当）、会計課、市民課、水道事務所

3 監査の手順

監査書類の提出又は提示を求め、その内容について照合確認するとともに、対象課等の職員から説明を聴取して実施した。

4 監査の結果

対 象 課 等	監 査 項 目	監 査 結 果
経営企画部 （契約・管財担当） 会 計 課	有価証券等に係る市有財産の管理、取得処分及び保管状況に関する事。	有価証券等は適切に保管管理されている。
市 民 課	岩手県収入証紙の出納及び保管状況に関する事。	岩手県収入証紙は適切に保管管理されていたが、証紙購入にかかる支払遅延があったことから、今後はより一層事務事業のチェックを徹底されたい。
水 道 事 務 所	水道事業貯蔵品の出納及び保管状況に関する事。	貯蔵品は適切に整理・整頓管理されており、番号札で貯蔵品を把握するなど管理方法も工夫されている。